

令和6年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年2月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	参 事 今野 貴光	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
1 番 野 中 孝	2 番 瀬 川 靖 典		

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年2月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、推進委員2番大久保委員、8番鈴立委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

タブレットの件でございます。現在、各委員さんに1台ずつ配布しておりますが、一旦、皆さん、ご返却をお願いしたいと思います。タブレットについては、1台ごとにアカウントやパスワードを設定しておりますが、現在の委員さんの座席番号順に整理をしております。新年度からは、新たな座席番号になりますので、再度整理をしてお配りしたいと思います。3月総会時にご返却願いたいと思います。これにつきましては、3月の総会開催案内文書であらためてご連絡いたします。また本総会終了後に農林課から水田活用直接支払交付金について説明がありますので、最後までよろしく願います。それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、2月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。非常に暖かい日が続いていて、これはもう地球は大変なことになるなと思っておりましたが、お陰様で戻りまして安心していただけたところでした。本日はお寒い中ご出席いただきましてありがとうございます。地域計画の策定におきましては、委員各位のご協力を得まして順調に進んでいるところでございます。なお一層のご協力をお願いいたします。報告ですが、荒廃農地対策、新規作物の導入による農業所得向上を目指しましてアボカドの植栽について2月26日、市長部局と■■■■の社長、職員の方、そして私で協議を行いました。非常に市長も前向きで取り組んでいく姿勢を示していただきましたので、苗木代の助成についても今後は期待に添えるようなことが出てくるかと期待をしたいところでございます。任期満了まで残り1カ月、27日にお別れ会をと考えております。それぞれの担当地区を見直しまして、農地集積、荒廃農地対策、違反転用がないか、農業者年金、それから全国農業新聞の啓発、それらを是非皆様方には頑張っていたきたいと思います。簡単でございますけれども早く終わりたいと思いますので、議事に入りたいと思います。よろしく願います。

議 長

議事録署名人の指名を行います。1番野中委員、2番瀬川委員をお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告についてあっせん委員さんのご報告をお願いいたします。推進委員9番百枝委員お願いいたします。

推進委員

推進委員9番百枝です。あっせん状況を報告いたします。案件としましては、■■■■さんと■■■■さんの2名の方からのあっせん申出があつておりまして、地区内で誰かいないかと探してみました。第一に認定農業者ということで優先的に声を掛けた訳ですが、どうも今は少ないということで積極的な意見がありませんでした。それで第2候補としまして、かなり地域

の担い手として拡大中の方を見出しまして、お声掛けいたしましたところ、それでは話を聞いてみようということで、2月20日に上志佐公民館であっせん会を開催しました。だいたい合意ができるということで、3月12日に日程調整であっせん調印をとの話が出ております。農地の価格については、それぞれ条件の良いところ悪いところを持ち合わせて、一応は農業委員会の参考価格を基にしまして、それをプラスマイナスしたところで了承をいただいているところです。以上報告いたします。

議 長

ありがとうございました。鈴木委員、百枝委員引き続きよろしくお願いいたします。ご苦労様でした。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）から3ページ提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局

各種報告を説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案1ページから2ページにかけて11件ございます。

1件目の貸人、福岡県春日市の■■■■氏と借人、御厨町大崎免の■■■■氏の分は、■■■■氏が耕作できないとの理由から借人都合による解約です。2件目の今福町木場免の■■■■氏、借人、■■■■氏の分は、先月、借人、■■■■氏から健康上の都合で耕作できないとのご本人申し出があつておりまして、その後ご本人が亡くなれたことによる解約です。そのため、通知当事者は相続人ではなく■■■■氏となっています。3件目、貸人、今福町浦免 ■■■■氏、借人、今福町北免、■■■■氏、相続人■■■■氏の分は、借人死亡による解約です。4件目、貸人、志佐町栢木免、■■■■氏と借人、志佐町西山免の■■■■氏の分は、借人都合による解約です。5件目の貸人、福島町塩浜免の■■■■氏、借人、同地、■■■■氏の分につきまして、こちらは数十年以上前から農地法3条で貸し借りの契約がなされており、期間満了になると自動更新で再契約されていた件です。現在、■■■■氏は耕作されておらず、また新しい借人がいるとのことで解約となるものです。6件目、貸人、鷹島町三里免、■■■■氏、借人、鷹島町三里免、■■■■氏の分と7件目の貸人、鷹島町三里免、■■■■氏の分は、2件とも借人の■■■■氏が現在は耕作をしておらず、また新たな借り手がいるとのことで解約となるものです。議案は2ページをお願いします。1件目の貸人、志佐町池成免の■■■■氏、借人、志佐町池成免、■■■■氏、2件目の貸人、志佐町池成免の■■■■氏の分は、2件とも借人■■■■氏の都合、耕作できないという理由で解約となっています。3件目の貸人、調川町平尾免、■■■■氏、借人、■■■■氏、相続人■■■■氏、4件目の貸人、伊万里市二里町の■■■■氏の分は借人の死亡による解約です。

続きまして、申請事件の処理状況です。

農地法関係
令和6年1月分

条項	譲渡人(貸 人)	譲受人(借 人)	転 用 目 的	申 請 面 積	処 理 状 況
5			一般個人住宅	353 m ²	R6.2.15 許可
			進入路	144 m ²	R6.2.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。

農地法関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第3条	生前一括贈与	1	1,449 m ²	1,341 m ²	2,790 m ²

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第5条	資材置場兼生コンプラント設置用地	1	1,750 m ²		1,750 m ²
	駐車場用地	1	432 m ²		432 m ²
計		2	2,182 m ²		2,182 m ²

証明関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
非農地証明願について		1	859 m ²		859 m ²
農地の一括贈与に係る証明願いについて		5			
計		6	859 m ²		859 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面 積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		18	34,583 m ²	5,296 m ²	39,879 m ²
	賃 貸 借	13	31,287 m ²	2,235 m ²	33,522 m ²
	使用貸借	5	3,296 m ²	3,061 m ²	6,357 m ²
計		18	34,583 m ²	5,296 m ²	39,879 m ²

承認関係

内 容		件数	面 積		
			田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について		6	23,125 m ²		23,125 m ²
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について		3	1,993 m ²	1,236 m ²	3,229 m ²

報告は以上でございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりといたします。
続きまして、付議事項に移ります。議案第7号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、御厨町前田免■■■■番地、■■■■氏で、譲受人は、同住所、■■■■氏です。申請地は、御厨町田原免字田原■■番、田1, 449㎡ほか二筆で、合計面積が2,790㎡です。申請の事由は、生前一括贈与によって所有権を移転するものです。■■■■氏は水稻や野菜を栽培するなど、農業に精力的に取り組まれています。同氏の経営面積は3,630㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について地元委員さんご意見を伺いたいと思います。農業委員9番梶山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員9番梶山です。■■■さんは酒井重機に勤めておられて、米専門で作っておられる方です。真面目な方ですのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員からのご意見がございましたが、各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第7号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。
続きまして6ページ、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、事件番号１、２ともに西九州自動車道のトンネル工事の工期延長ため昨年２月と８月に二度、一時転用の期間を延長しておりましたが、三度、工期延長をすることに伴っての一時転用の申請です。

事件番号１です。関係資料を４５～５２ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。借人は福岡市中央区薬院一丁目■■■■、■■■■特定建設工事共同企業体、代表者■■■■株式会社九州支社常務執行役員支社長、■■■■氏で、貸人は志佐町里免■■■■、■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字向平■■■■番、田１７５０㎡で、農地以外の併用地が同所■■■■番、原野３９３㎡、■■■■番、原野２、５５８㎡の二筆、三筆の合計面積は４、７０１㎡です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則転用不可ですが、要件を満たす場合に一時転用が可能となっております。転用の目的は、西九州自動車道のトンネル工事に必要とする資材置場兼生コンプラント設置用地として利用するもので、現在、令和６年３月２９日までの一時転用の許可を受けておりますが、工事請負変更契約によって工事期間が令和６年１０月３１日まで延長されることとなったため、一時転用期間もこれに合わせて延長するものです。土地利用計画については４８ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、図面のとおり利用されております。排水は濁水処理装置で処理し河川へ放流されております。近隣の営農に関して、北西に深見氏のハウスがありますが、防音壁などの対策が取られておりまして、これまで大きな問題等は発生しておりません。最後に、残高証明により資金計画を確認し、農地復元計画により転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われると思います。

次に、事件番号２です。関係資料を４５～４７、５３ページに掲載しております。借人は事件番号１と同一人で、貸人は志佐町白浜免■■■■番地、北川満敏氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字石原田■■■■、田４３２㎡です。農地区分は、松浦鉄道松浦発電所前駅から約２６０ｍにある農地のため、第３種農地と判断しております。転用の目的は、トンネル工事に従事する従業員の駐車場用地として利用するもので、現在、令和６年３月２９日までの一時転用の許可を受けておりますが、事件番号１と同様に令和６年１０月３１日まで一時転用期間を延長するものです。土地利用計画につきましては５３ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、図面のとおり現在利用されております。排水は雨水排水のみで自然流下です。近隣の営農に関しましては、隣接する農地はありません。最後に、残高証明により資金計画を確認し、農地復元計画により転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われると思います。以上、２件につきましてご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号１番及び２番について関連しておりますので、現地を確認された委員さんのご意見を一括してお願いいたします。農業委員１９番佐々木委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 19 番佐々木です。事務局説明にありましたように、西九州自動車道トンネル工事関連です。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは、地元委員のご意見についても一括してお願いいたします。農業委員 17 番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 17 番柿山です。2 月 19 日に現地の立ち合いを行いました。先ほど佐々木委員さんも言われましたとおり、第 3 回目の延長ということでございます。内容につきましては何ら問題ないものと思われました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは事件番号 1 番及び 2 番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものいたします。

続きまして、7 ページ議案第 9 号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 9 号非農地証明願について説明いたします。まず、現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地につきましては、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付することができるとされています。交付の基準は基本的に 3 つあり、一つ目は農地法が施行された昭和 27 年 10 月 20 日以前から非農地であった場合、二つ目は災害により農地への復旧が困難な場合、三つ目は公共事業等による残地や農地転用の許可が不要で非農地化した農地などの場合という基本的な基準が定められています。

位置図と字図を 54～56 ページに添付しておりますので申請箇所等をご確認いただきたいと思います。申出人は、志佐町浦免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は志佐町浦免字二反馬■■■■、田 859㎡です。非農地となった経緯ですが、農地法第 5 条第 1 項及び農地法施行規則第 53 条第 1 項第 5 号の規定により農地転用許可不要案件で、土地収用法に基づいて松浦市が実施した令和 5 年度志佐地区浸水対策事業の中町枝線雨水管渠整備において、申請地が事業のための資材置場及び駐車場用地として使用され、現在に至っております。なお、資材置場等として使用するにあたりまして、50cm 程度の盛土がなされ碎石が敷かれている状況です。本来であれば農地への復旧を行うところですが、申請地は浸水区域にあって水が溜まりやすく抜けにくいこと、土壌の性質が悪く悪臭がでること、こちらは事業用として整地をする時に判明したことですけれども、非常に強い悪臭が出る土壌の

性質であるということです。住宅地に囲まれて農地としての継続した利用が困難であるという状況、そういったことから現状のまま利用したいとのことで非農地証明願が提出されたものです。こちらは、県と取り扱いを協議した結果、県の農地転用事務指針に基づきまして、非農地化に至った経緯が農地転用の許可不要に基づいた土地収用法による公共事業であることから、この農地転用許可不要案件として処理した土地について現況が非農地である旨を証明する必要がある場合に、非農地証明を交付して差し支えないということを確認しました。これに基づいて非農地証明を交付するものでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号 1 番について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員 1 番野中委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 1 番野中です。20 日行きまして、今の事務局からの説明どおりでして、雑種地として残すということで現状のままです。田としても町の中にある田ですので、私は今のまま残された方がいいのかなと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いいたします。推進委員 7 番末永委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 7 番末永です。20 日に農業委員さんと事務局で現地を確認いたしました。説明のとおり雑種地として何ら問題ないと思いました。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 1 について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 はい、武部委員どうぞ。

農業委員 申請地の事業ですけど、資材置場とか駐車場となっていますけど、具体的にどんな状況になっているんですかね。（武部委員）

事務局 スライドを準備していますので少しお待ちください。

場所が松浦市役所から南西に 200 m くらいの町の中心部にある所です。一応①、②という方向から写真を撮っております。本来はこれよりも 50 cm 以上低かったそうなのですが、今回事業用として使用するに当たって盛土、碎石ということでこのような状況になっております。表面は碎石です。

農業委員 今碎石を敷き詰めているという状況ですね。それで、ここを地目変更するためには、個人的に申請をしなければいけない。法務局がそれで納得してもらえるかどうかということですね。（武部委員）

事務局 そうです。農業委員会は申請に基づいて雑種地を判断しますが、おっしゃるようにそれから先は法務局の登記官がどう判断されるかです。

農業委員 バラスは完了ですか。（武部委員）

事務局 完了です。

農業委員 例えば、取り下げになった場合どうなるの。申請を出します。ここは受付をするんですけど、取り下げる場合もあるんですよ。完全でない場合は。私もそういう風なことになったことがあります。申請は何度もしていますから。一応、そういう時にどう対応するかですね。（武部委員）

事務局 それは、法務局に対して登記の申請をした後に取り下げをする場合。取り下げがあった場合にどう対応するかというご質問ですか。農業委員会としては既に非農地の申し出に基づいて雑種地として証明をする訳ですから、そこから先の地目変更の登記の手続きに関しては法務局の管轄でもありますので、それに対して農業委員会として出来ることは逆に無いということです。

農業委員 証明を出しますよね。結局証明というのは許可を出すということですよ。（武部委員）

事務局 証明を出します。

農業委員 だからそれについての判断を向こうがする訳ですよ。（武部委員）

事務局 そうです。現況地目で判断します。登記官から求めがあれば、回答ができることがあれば、それは当然求めに応じて回答します。

農業委員 私もですね、会社の登記をしていたんですけども、農地があって、でもこれは農地ではないんだということで出すんですけども、いやこれは農地になりますよと言うんですよ。いやいや農地ではありませんよと喧嘩するんですよ。だから、そうした場合にどう対応するかなと思って。これ例えば舗装とかしないんですか。（武部委員）

事務局 これ以降の取り扱いに関しましては農業委員会では承知はしていない状況です。あくまで証明願いが提出されておりますので。

農業委員 これは固めているの。（武部委員）

事務局 普通に転圧はしている状況です。

農業委員 こういうバラスまで引いてあれば、掘り起こして農地に戻るものですか、
と言いつけるんですよ。これを復旧するために泥を持ってきて畑にすることは出来るよね。（武部委員）

事務局 盛土をしているので、逆に土を取らなければなりません。問題は、田や畑
に復旧したとしても、先ほど説明しましたように悪臭が酷いこと、水源の問題等
があつて復旧しても機能しないというところです。

農業委員 はい。分かりました。これ工期が3月31日までになっているですけど、
早くなつていいんですね。（武部委員）

事務局 はい、問題ありません。

議長 はい、よろしいですね。他にございませんか。

委員 （なし）

議長 なければ、議案第9号非農地証明願については、非農地証明を交付するもの
といたします。
続きまして8ページ、議案第10号農地の一括贈与に係る証明願についてを議題
といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号農地の一括贈与に係る証明願について説明いたします。
議案の9ページに、贈与税の納税猶予継続届及び不動産取得税の徴収猶予継続
届適用届出ということで、申請者一覧を載せております。まず初めに贈与
税の納税猶予制度につきまして簡単に説明いたします。贈与税の納税猶予とは、
農業を営む者、贈与者が、全ての農地を推定相続人の一人である後継者に一括
して贈与をした場合に、通常は課税される贈与税や不動産取得税の納税を猶予する
制度です。この猶予された贈与税は、贈与者若しくは後継者のいずれかが死亡した
ときに免除されることになります。この様に納税猶予制度を活用した場合、通常
は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合や農地の売り
渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があつた場合には、猶予された贈与税や不
動産取得税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税しなければならない
こととなります。また、納税猶予の適用期間中は、3年ごとに納税猶予の継続届
出書を税務署や長崎県県北振興局税務部にそれぞれ提出する必要がありまして、
この提出を怠った場合も納税猶予が打ち切りとなつて、全額納税しなければなり
ません。この納税猶予の継続につきましては毎年2月に継続届の手続きを行つてお
り、農業委員会としましても経営状況等を確認しているところです。この継続届
出書の提出にあたりまして、前回の継続手続きから現在までの3年間、後継者が引き

き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付しなければなりませんので、9ページの納税猶予者の一覧表に記載の対象者につきまして、3年間引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付してよいかご審議いただきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、1番から5番について一括して審議いたします。各委員から何かご意見はございますか。

推進委員 すいません。（百枝委員）

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員19番の百枝です。今事務局から説明がありましたが、対象農地を貸し付けしたり売ったりすると税が掛かるということですが、それはいっぱいある土地のうちの一筆でも貸し付けに回せばそういうことになるということでしょうか。

事務局 一部、説明不足がございます。貸し付けに関しましては、中間管理事業による貸し付け等例外がございます。そういった法律に基づく貸し付けの場合は、こちら納税猶予の継続が適用されます。こういったもの以外に関する貸し付けの場合については、おっしゃるように一筆であっても納税を求められる場合はございます。ですので、例外的な貸し付けが認められているということでございます。

議 長 私からも一点お尋ねをします。先ほど事務局の説明のなかで、農地転用をした場合も猶予を取り消されるということですが、農業用の倉庫とか畜舎とかそういった物を建てる場合に転用した場合はどうなるのでしょうか。

事務局 只今の会長のご質問は、事務局で確認をしまして回答させていただきます。少しお時間をいただければと思います。来月の総会で回答させていただきます。

議 長 はい、次の総会でよろしくお願いいたします。
他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第10号農地の一括贈与に係る証明願いについては、引き続き農業を行っている旨の証明をするものいたします。
続きまして10ページ、議案第11号農用地利用集積計画の決定について。を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第１１号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和６年２月２８日としております。議案は１１ページをご覧ください。内訳でございますが、賃貸借再設定分が４件、賃貸借新規分７件、使用貸借再設定分１件でございます。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第１１号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和６年２月２８日といたします。
続きまして１６ページ、議案第１２号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第１２号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。今回の計画要請は６件でございます。全てＡtoＢで公社が貸し付ける分です。１６ページから５７ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。担当地区分を確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第１２号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。
続きまして３３ページ、議案第１３号農用地利用集積計画一括方式の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第１３号農用地利用集積計画一括方式の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用

地利用集積計画を決定するというものでございます。議案の34ページから40ページにかけまして6件の集積計画がございます。全てA to Bで公社が貸し付ける分でございます。こちらは、賃貸借の設定を受ける者、耕作者は福島町里免の■■■■氏です。■■■■氏は新規就農者で今年度の国の補助事業の対象となられる方で、今年度中に公社と契約をする必要があるために、今回はA to Bでの一括方式を採用しております。40ページに、■■■■氏の経営状況等を掲載してございます。年齢が19歳となっておりますが、先週議案配布後に誕生日を迎えられましたので、現在は20歳になられている新規就農者でございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
 各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第13号農用地利用集積計画一括方式の決定については計画どおり決定し、公告予定を令和6年2月28日といたします。

 続きまして44ページ、議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドをご覧ください。

 番号1～3です。申出人は松浦市今福町北免■■■■、■■■■氏です。土地の所在は、番号1が今福町北免字幸海原■■■■番、台帳上の現況地目は畑1, 236㎡、番号2が同所■■■■、台帳上の現況地目は田920㎡、番号3が同所■■■■、台帳上の現況地目は田1, 073㎡です。申出人によりますと15年以上前から耕作しておらず、現況は山林、原野化しているとのことでした。現地確認は、事務局と武部農業委員さんで行いました。番号1は竹や雑木が茂っておりました。番号2は元々田ということだったので、水路等も全く確認できず荒廃している様子です。番号3も田ですが、番号2と同様に水路も確認できず、ご覧のような状況でして、半分は山林化している状況でした。現地確認の結果、農地への復旧が困難、若しくは復旧したとしても周囲の状況からして継続した営農の見込みがないことから、それぞれ、山林、原野として非農地とすることが妥当であると考えます。

 以上、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今事務局からの説明が終わりました。それでは1番から3番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員7番武部委員をお願いします。

農業委員 同じことを言う事になりますが、せっかく言うとしたらですね、当該地は繁茂状態、状況になっていてですね、雑木、竹、かずらとか雑草とか全体が繁茂して3筆ともですけど、数多くのイノシシ等が侵入したりして、そういう風な状況になっているということです。従いまして、現地調査した結果、本件の農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについては、非農地に該当すると思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただ今、地元委員からのご意見がありましたが、各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第14号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。

続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日の協議事項は特にございませんので、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・「能登半島地震の義援金の振込完了について」
- ・「全国農業新聞購読者数の目標達成（124件）について」
- ・「3月の地域計画策定に係る協議の場の日程案について」
- ・「タブレット、備品等の返却と活動記録簿の提出のお願いについて」
- ・「農業委員会送別会について」（梶山運営委員長）
- ・「各委員の積立慶弔会費等の精算について」
- ・「水田活用支払交付金制度の説明について」（農林課）

議 長 以上をもちまして、2月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、3月27日水曜日（13時30分～ 場所：市民ホール）といたします。大変お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 15 分